

## ウイルスチェックサービス利用規約【現改比較表】 2025年1月6日現在

～2025年1月5日	2025年1月6日～
<p>第9章 雑則</p> <p>第 36 条 利用に係る契約者の義務</p> <p>第 37 条 契約者に対する通知</p> <p>第 38 条 法令に規定する事項</p> <p>第 39 条 紛争の解決</p> <p>第 40 条 閲覧</p>	<p>第9章 雑則</p> <p>第 36 条 利用に係る契約者の義務</p> <p>第 37 条 契約者に対する通知</p> <p>第 38 条 法令に規定する事項</p> <p><a href="#">第38条の2 個人情報の取扱い</a></p> <p>第 39 条 紛争の解決</p> <p>第 40 条 閲覧</p>
<p>(本規約の変更)</p> <p>第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上 (<a href="http://www.ntt.com/tariff/comm/">http://www.ntt.com/tariff/comm/</a>) への掲載その他の適切な方法により周知します。</p>	<p>(本規約の変更)</p> <p>第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上 (<a href="https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html">https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html</a>) への掲載その他の適切な方法により周知します。</p>
<p>(本規約の公表)</p> <p>第3条の2 当社は、当社のWebサイト上 (<a href="http://www.ntt.com/tariff/comm/">http://www.ntt.com/tariff/comm/</a>) への掲載その他の適切な方法により、本規約を公表します。</p>	<p>(本規約の公表)</p> <p>第3条の2 当社は、当社のWebサイト上 (<a href="https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html">https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html</a>) への掲載その他の適切な方法により、本規約を公表します。</p>

<p>(ウイルスチェックサービスの提供範囲)</p> <p>第6条 当社は、ウイルスチェックサービスに係る電子メールメッセージ等の送信又は受信の際、当該電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」と言います。以下同じとします。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるソフトウェアとは <a href="#">トレンドマイクロ株式会社</a> が提供する「<a href="#">InterScan VirusWall</a>」又は「<a href="#">Email Security Platform for Service Provider</a>」とします。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、<a href="#">トレンドマイクロ株式会社</a>が<a href="#">下記URL</a> に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、<a href="#">トレンドマイクロ株式会社</a>が<a href="#">下記URL</a> に掲示するウイルスパターンファイルを、ウイルスチェックサービスにおいて検知、駆除可能となるのは、<a href="#">トレンドマイクロ株式会社</a>による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。</p> <p>URL: <a href="http://www.trendmicro.co.jp/">http://www.trendmicro.co.jp/</a></p>	<p>(ウイルスチェックサービスの提供範囲)</p> <p>第6条 当社は、ウイルスチェックサービスに係る電子メールメッセージ等の送信又は受信の際、当該電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」と言います。以下同じとします。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるソフトウェアとは <a href="#">Proofpoint, Inc</a>が提供する「<a href="#">Cloudmark Security Platform for E-mail</a>」とします。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、<a href="#">Proofpoint, Inc</a>が提供する「<a href="#">Cloudmark Security Platform for E-mail</a>」で提供されるウイルスパターンファイルとします。</p>
	<p><a href="#">附 則 (令和 6 年 12 月 24 日 CAS2サ000400010115-01)</a></p> <p><a href="#">(実施期日)</a></p> <p><a href="#">この改正規定は、令和 7 年 1 月 6 日から実施します。</a></p>